

資料9-1(午前)

平成27年3月19日(木)

障害福祉サービス等に係る事業者説明会

千葉市保健福祉局高齢障害部障害企画課

# 平成27年度地域生活支援給付 単価改定(案)について

## 【移動支援・訪問入浴サービス】

平成27年3月19日

障害企画課

# 1 単価改定の趣旨

障害福祉サービス等における平成27年度報酬改定に伴い、地域生活支援給付についても報酬改定を行うもの。

# 2 適用期間

平成27年4月1日～平成30年3月31日

# 3 各サービスにおける共通事項

## (1) 統合上限額管理加算

158単位 ⇒ 159単位

# 4 各サービスにおける個別事項

## (1) 移動支援

従来どおり、障害福祉サービスにおける通院等介助に準じて改定する。

## ア 基本報酬の考え方

平成27年度の報酬単位数 =

通院等介助の単位数 × 平成27年度地域単価 / 10

平成27年度単位数表（移動支援基本報酬）

利用時間	身体介護有り		身体介護無し	
	現行	改定後	現行	改定後
30分未満	267	260	109	108
1時間未満	422	412	205	201
1時間30分未満	613	598	287	280
2時間未満	700	683	361	351
2時間30分未満	786	768	435	423
3時間未満	873	853	509	495
3時間30分未満	960	938	583	567
以後30分ごと	87	85	74	72

## イ 加算

加算	現行	改定後
初回加算	210	212
緊急時対応加算	105	106
喀痰吸引等支援体制加算	105	106

## (2) 訪問入浴サービス

従来どおり、介護保険における訪問入浴介護に準じて改定する。

### ア 報酬

平成27年度の報酬単位数 =

介護保険の訪問入浴介護の単位数 × 平成27年度地域 / 10

## 平成27年度単位数表（訪問入浴サービス）

	現行	改定後
訪問入浴(基本報酬)	1,310	1,309
訪問入浴(介護職員3人が行った場合)	(新設)	1,243
※訪問入浴中止	657	916
※訪問入浴中止(介護職員3人が行った場合)	(新設)	870
サービス提供体制強化加算(I)イ	(新設)	39
サービス提供体制強化加算(I)ロ	26	26

※ 訪問入浴中止、訪問入浴中止（介護職員3人が行った場合）については、国保連への請求ができないため、紙媒体（請求書、明細書、サービス実績記録票）で千葉市へ請求。

## イ 新設の報酬について

### ①訪問入浴（介護職員3人が行った場合）

介護保険における訪問入浴介護と同様に、当該利用者の身体状況等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合、その主治医の意見を確認した上で、介護職員3人による訪問入浴サービスを実施した場合に算定。

### ②訪問入浴中止（介護職員3人が行った場合）

訪問時（介護職員3人による訪問入浴サービス）の利用者の心身の状況等から全身入浴が困難な場合であって、当該利用者の希望により清拭又は部分浴を実施した場合に算定。

### ③サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ

介護保険で当該加算の対象となる事業所に算定。